

No.	質問箇所	質問事項	回答	回答日
1	仕様書4(1)、5(1)	同じ派遣労働者が同じ保健福祉センターに継続して3年間就業し、派遣法上の抵触日を迎えた場合、他の保健福祉センターの従事者と交代することを検討しております。現在就業中の方が今回契約でも継続して就業することとした場合に抵触日を迎える可能性があり、その場合、各保健福祉センターが、貴市においてそれぞれ「異なる事業所単位」である必要がありますがその認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 派遣先事業所は市内全ての介護保険室ではなく、特定の区の介護保険室となります。 よって、A介護保険室とB介護保険室では異なる事業所となります。	4月16日
2	仕様書7(1)	提供予定の資料をご教示頂けますでしょうか。	介護保険パンフレット「みんなで支え合う介護保険」 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/kaigo_panfu2015.html 介護保険料のしおり https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/kaigo_shiori.html 高齢者保健福祉のあらし https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/aramash.html ※最新版は後日公開予定です	4月16日
3	仕様書7(2)ウ	本件については、派遣契約となるため、具体的な業務指示・事務処理方法については、派遣先にて決定されたルール・基準に基づいて対応するという認識ですが、業務上改善点が見られた際には、業務中に派遣先職員の方が派遣従事者と協議して対応するという理解でよろしいでしょうか。 また、どのような場合を想定しておりますでしょうか。	基本的にはお見込のとおり、派遣先のルール・基準に基づいて業務を行っていただきます。 その中で、改善すべき事象や、より良い提案等があれば、派遣先と調整し、改善策を決定・実施していただく、ということを想定しています。	4月16日
4	仕様書9(2)	増員による代替措置とするケースにおいて、繁忙期に3名配置となっている際にはさらに何名まで増員した対応が可能となりますでしょうか。各センターで最大の席数が異なるようであれば、それぞれご教示頂けますでしょうか。	代替措置については、派遣先である各区介護保険室との協議をお願いしています。各区介護保険室の事情等によって、日ごとの最大席数は異なります。	4月16日
5	介護保険室職員派遣に係る労働者派遣基本契約書（案） 7～9条	本件、各6保健福祉センター介護保険室の指揮命令者の方による指揮の下で、派遣労働者が就業することになりますが、各介護保険室において指揮命令上の問題や派遣法や労働基準法等のコンプライアンス上の問題が発生した場合、原則として派遣元と協議して内容に応じて対応することは前提としますが、その際、介護保険管理課様におきましても、契約・仕様上、苦情の対応や仲裁等対応いただける立ち位置になると考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。	4月16日
6	入札公告 4 参加手続き(4)企画提案書の提出 イ企画提案書の内容	事業実績の自治体名、案件名は正式名称を掲載してよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。	4月16日
7	仕様書 5 派遣労働者	配置人数1名の枠に対して、週1日から週3日で複数名の派遣労働者を配置することは可能でしょうか。	可能です。	4月16日
8	仕様書 3 派遣先の名称、所在地及び就業場所	就業期間中、派遣労働者が他のセンターへ出張する可能性はありますでしょうか。	派遣先が派遣労働者へ他のセンター（介護保険室）への出張を命令することは想定していません。 しかし、派遣元のシフト調整により、1人の派遣労働者を複数区への勤務とすることは可能です。	4月16日
9	仕様書 3 派遣先の名称、所在地及び就業場所	派遣労働者の通勤手段として、車での通勤は認められておりますでしょうか。 また、認められている場合、各センターの駐車場を使用することは可能でしょうか。	基本的には公共交通機関の利用をお願いしています。 個別の事情により自家用車での通勤とした場合、各センターの駐車場は利用できませんのでご承知おきください。	4月16日
10	仕様書 7 派遣元の責務（1）	派遣先より、具体的にどのような資料がいつごろまでに提供されるかご教示いただけますでしょうか。	質問No.2をご参照ください。 最新版の冊子は、優先交渉者選定後、随時ご提供します。	4月16日
11	仕様書 7 派遣元の責務（2）キ	派遣労働者の代わりに派遣元の営業担当者が現場に赴き、オンラインシステム利用者の認証登録を行うことは可能でしょうか。 また、就業開始何日前を目安に認証登録が必要となりますでしょうか。	認証登録は顔認証と手のひら静脈認証を行う必要があり、派遣労働者本人による登録が必須となります。 認証登録日の目安は設けておらず、業務開始前の登録を基本としています。	4月16日
12	仕様書 8 派遣元の責務（7）	派遣労働者は、派遣先が支給する専用の名札を着用とのことですが、記載を名字のみとすることは可能でしょうか。	現在千葉市では、名札を名字のみの記載としています。	4月16日
13	プロポーザル募集要項（4）企画提案書の提出 ア 提出書類（イ）参考見積書及び経費内訳書	提出書類の（イ）参考見積書及び経費内訳書につきまして、押印は必要ありませんでしょうか。	参考見積書への押印は不要です。 なお、優先交渉者に選定された場合、後日、正式な見積書及び経費内訳書を提出いただけます。 見積書への押印省略については、下記をご参照ください。 https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/mitsumori_ouinsyouryaku.html	4月16日
14	仕様書 P 1 4（1）就業日及び就業時間等	「ただし、就業時間は、派遣先との協議により最長 3 0 分繰り上げることができるものとする。」とありますが、変更は 3 0 分の繰り上げのみ検討可能ということでしょうか（例えば 1 5 分の繰り上げ等は認めないということでしょうか）。	繰り上げ可能な時間は最長で 3 0 分です。 よって、1 5 分であっても、派遣先との協議により繰り上げは可能です。	4月16日
15	仕様書 P 2 6 業務内容 共通②	「電話、窓口対応等各種問い合わせ対応」とありますが、架電・受電ともにある場合それぞれの業務詳細をご教示ください。	介護保険に関する問い合わせ（給付・保険料・認定等）の受電や、訪問調査に係る日程調整の架電等があります。	4月16日
16	仕様書 P 3 8 派遣労働者の責務（1 1）	「派遣労働者は、千葉市が業務運営に関して打合せ等を開催する際は、派遣責任者の指示に基づき、打合せ等へ出席すること。」とありますが、現在、定例で実施することが決まっている打ち合わせはありますでしょうか。 また、その打合せが就業地以外で行われる場合、交通費はどちらの負担になりますでしょうか。	各区介護保険室内で実施する打合せ等を想定しています。 就業地以外での打合せに出席することは想定していません。	4月16日
17	審査基準 2 事業実績	「本派遣と同趣旨の業務」とは同じ業務内容の委託業務は含みますでしょうか。	含みます。	4月16日